

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
株式会社浅沼組	8120001022651	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3

2. 指名停止措置期間

令和4年9月27日から令和4年11月26日まで（2カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

株式会社浅沼組の元千葉営業所長は、営業所長だった令和2年4月、千葉縣市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第7号イ（公契約関係競売等妨害又談合）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内